

わが国の世帯統計(2)

— 世帯主概念をめぐって —

山本千鶴子

1 はじめに

世帯の人口学的な分析や推計を行なうにあたって、世帯主の年齢別の世帯統計が多く用いられる。しかし、世帯主の定義は調査によって違いがある。したがって、いくつかの調査結果を用いて分析するには、そのような定義上の差異が、世帯の人口学的分析にどのような影響をもたらすのかを検討しておく必要がある。そのために、まずはじめに各種の調査で、世帯主に関してどのような定義が用いられているかを整理し、次にそれぞれの定義による世帯数がどうなっているか、世帯主の年齢構成がどうなっているかを調べてみることにする。

本稿で比較検討の対象にする世帯統計としては、前回¹⁾分析に用いた「国勢調査」、「住民基本台帳にもとづく全国人口・世帯数表」、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」、の5つの調査の外に「全国消費実態調査」をとり上げた。

2 世帯主とは何か

(1) 調査票の記入段階における世帯主の定義

それぞれの調査において、世帯員の中から世帯主を特定するために、どのような指示・説明がなされているのであろうか、これを調査対象者(又は届出者、以下略す)が調査票(あるいは住民票、以下略す)を記入する段階と、調査票の集計段階との2つに分けてみてみた。

調査対象者が調査票を記入する段階については、調査票に世帯主の定義や指示があるものは、どの調査にもみあたらなかった²⁾。したがって、調査票を記入する段階では世帯主は調査対象世帯の申告にまかされているものといえよう。

(2) 調査票集計段階における世帯主の定義

次に、世帯に関する集計結果表をみると、世帯主の定義は次の2つに分けられる。第1は、申告にもとづく世帯主による集計表であり、第2は、「世帯の主たる生計維持者」による集計表である。この

1) 山本千鶴子、「わが国の世帯統計」、『人口問題研究』、第151号、1979年7月。

2) ただし、各調査の政令や通達の段階においては次のような記述がみられる。「国勢調査」においては『世帯主』とは、世帯(第4項第3号の規定〔寄宿舍等に住んでいる単身者で住居を共にしているものの集まり。筆者注〕による世帯を除く。)を主宰する世帯員をいう。」となっている。(政令第98号国勢調査令第2条第6号。)また、「住民基本台帳」の通達の中には「世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。単身世帯にあっては、当該単身者が世帯主となる。(中略)なお、『その世帯を主宰する者』とは『主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者』と解する。」となっている。(自治省行政局振興課編集、『住民基本台帳法令・通達集付印鑑登録証明事務処理要領・実例』、昭和56年版、56ページ。)

「世帯の主たる生計維持者」は、次のように、調査によって定義が異なっている。「国勢調査」の世帯の経済構成に関する集計では、「(前略)、世帯主が就業者でなく、他の就業者に親族がいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした³⁾。」「住宅統計調査」においては、「世帯の主な働き手」という言葉を使っている。この「世帯の主な働き手」とは、その世帯の働き手のうち家計の主たる収入を得ている人⁴⁾である。「就業構造基本調査」では、「世帯主……世帯の生計の主な担当者をいう⁵⁾。」と定義されている。しかし、老人等名目上の世帯主が記入されている場合でも世帯主を訂正しないことにしている。「厚生行政基礎調査」では「最多収入者」という定義をしており、「最多収入者」とは、「調査日前1か年間に、世帯員中最も多く収入を得た者をいい、もし、収入を得た者が1人もいないような場合は、世帯主を最多収入者とみなしている⁶⁾。」又、「全国消費実態調査」では「世帯主とは、名目上の世帯主でなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう⁷⁾。」と定義し、世帯員中、誰も収入を得た人がいない場合は、申告された世帯主としている。

以上述べたことをまとめると、調査対象者が調査票を記入する段階では世帯主に関して、何らの指示がなく、世帯主に関する集計のほとんどは調査対象世帯の申告にまかされている。しかし、世帯の経済的屬性分布についての集計では「世帯の主たる生計維持者」を中心に集計がなされている。すなわち、申告された世帯主が就業者あるいは生計担当者であれば申告された世帯主をそのまま、そして申告された世帯主が就業者あるいは生計担当者でない場合は、その定義に該当する親族がその世帯にいれば、その人を世帯主とみなしている。

したがって、同一の調査であれば、第1の申告にもとづいて得られた世帯主総数と第2の「世帯の主たる生計維持者」である世帯主総数とでは、同じになることは明らかである。しかし、年齢別あるいは家族類型別にみると、どの世帯員が世帯主になるかによって世帯主の年齢構成が変ってくる。そこで申告にもとづく世帯主と「世帯の主たる生計維持者」の両者について集計が公表されている調査からこの点について調べてみることにする。

3 世帯主の定義の違いによる世帯統計への影響

(1) 世帯主の定義の差が年齢別世帯主数に及ぼす影響

すでにみてきたように、申告された世帯主が就業者や生計担当者でなく、その親族世帯員の中にそれらに該当する人がいる場合、その親族世帯員を「世帯の主たる生計維持者」とみなしている。したがって、定義の上からすると、「世帯の主たる生計維持者」といっても、就業者や生計担当者に該当しない世帯主まで含むことになる。そこで、次に申告された世帯主と「世帯の主たる生計維持者」において、どの世帯員が世帯主になるかによって年齢構成がどのように変ってくるかをみることにしよう。

表1は昭和50年の「国勢調査」の調査票に記入された年齢別世帯主数を、表2は「世帯の主たる生計維持者」の数を年齢別に示したものである。表3は、世帯主数を年齢階級別家族類型別に表2から表1をさし引いた数で、普通世帯総数では、それぞれ0となっている。

3) 総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第2巻全国編(全数集計結果)』, 1977年8月, VIページ。

4) 総理府統計局、『日本の住宅, 昭和53年住宅統計調査の解説』, 504ページ, 1981年3月。

5) 総理府統計局、『就業構造基本調査報告, 昭和54年全国編』, 3ページ, 1980年10月。

6) 厚生省、『厚生行政基礎調査報告, 昭和54年』, 192ページ, 1980年8月。

7) 総理府統計局、『全国消費実態調査報告, 昭和54年, 第1巻家計収支編(2人以上の普通世帯), その1全国』, 6ページ, 1981年3月。

表1 年齢別・世帯の家族類型別「申告による世帯主」数：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	31,310,945	27,003,125	20,040,800	6,962,325	68,105	4,239,715
15歳未満	1,655	460	25	435	35	1,160
15～24	1,811,565	559,420	440,970	118,450	17,965	1,234,180
25～34	6,868,500	5,812,580	5,063,945	748,630	14,115	1,041,810
35～44	7,823,385	7,425,705	5,793,555	1,632,150	6,475	391,210
45～54	6,782,155	6,304,350	4,508,200	1,796,150	9,235	468,570
55～64	4,659,955	4,136,975	2,697,485	1,439,490	9,385	513,590
65～74	2,628,750	2,208,530	1,239,955	968,575	7,100	413,120
75～84	676,450	515,220	275,265	239,960	3,240	157,985
85 ≤	58,530	39,890	21,400	18,490	560	18,081

出所：総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻（20%抽出）その1，第2部』，第1表，2～3ページ。

表2 年齢別・世帯の家族類型別「世帯の主たる生計維持者」数：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	31,310,945	27,003,125	20,040,800	6,962,325	68,105	4,239,715
15～24	2,000,740	748,590	587,105	161,490	17,965	1,234,180
25～34	7,329,890	6,273,965	5,323,420	950,545	14,115	1,041,810
35～44	8,118,220	7,720,535	5,860,405	1,860,130	6,470	391,215
45～54	6,868,985	6,391,175	4,503,265	1,887,915	9,235	468,570
55～64	4,340,720	3,817,740	2,506,785	1,310,950	9,385	513,595
65～74	2,126,820	1,706,600	1,026,400	680,200	7,100	413,120
75～84	483,990	322,760	217,175	105,585	3,245	157,985
85 ≤	39,980	21,340	16,230	5,110	560	18,080

出所：総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻（20%抽出）その1，第2部』，第25表，816～820ページ。

表3 「申告の世帯主」と「世帯の主な生計担当者」の差：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	0	0	0	0	0	0
15～24	189,175	189,170	146,135	43,040	0	0
25～34	461,390	461,385	259,475	201,915	0	0
35～44	294,835	294,830	66,850	227,980	△	5
45～54	86,830	86,825	△ 4,935	91,765	0	0
55～64	△ 319,235	△ 319,235	△ 190,700	△ 128,540	0	5
65～74	△ 501,930	△ 501,930	△ 213,555	△ 288,375	0	0
75～84	△ 192,460	△ 192,460	△ 58,090	△ 134,375	5	0
85 ≤	△ 18,550	△ 18,550	△ 5,170	△ 13,380	0	0
Σ	55	35	10	30	0	5
△だけのΣ	△ 1,032,175	△ 1,032,175	△ 472,450	△ 564,670	△ 5	0
+だけのΣ	1,032,230	1,032,210	472,460	564,700	5	5

次に、世帯主の定義の差が世帯主の年齢構成に及ぼす影響をみると、15～54歳の若い世帯主では「世帯の主たる生計維持者」の数が申告による世帯主の数を上回り、55歳以上の年齢階級では反対に、申告による世帯主数が「世帯の主たる生計維持者」数よりも多い。世帯主に関する定義の差による申告の世帯主数と「世帯の主たる生計維持者」数との差は103万人で、55歳以上ではその数だけ申告による世帯主が多く、その反対に54歳未満ではその数だけ「世帯の主たる生計維持者」が多かった。以上のことは、親族世帯員が複数同居している親族世帯のみについて言えるのであって、親族世帯員が1人の非親族世帯、単独世帯については問題とならない。

要するに、昭和50年「国勢調査」結果によると、普通世帯総数のレベルにおいては世帯主の定義による差はなかった。そして、世帯主の定義の差による世帯主の年齢構成における影響は103万人であり、それは普通世帯全体の3.3%の割合であった。

(2) 非就業者世帯主数および非就業者世帯主数の中で他の親族員が就業者の世帯数

前節では申告の世帯主と「世帯の主たる生計維持者」の年齢構成の差をみてきた。その結果、15～54歳の年齢階級における「世帯の主たる生計維持者」と申告世帯主数との差と、55歳以上の年齢階級におけるその差とでは相殺された形となっている。そこで、次に申告された世帯主の中に非就業者（「就業構造基本調査」は無業者、以下略）がどの程度存在するか、また世帯主が非就業者であるが、他の親族世帯員が就業者（「就業構造基本調査」は有業者、以下略）である世帯は何世帯あるかを「国勢調査」と「就業構造基本調査」によってみてみよう。

まず最初に、非就業者の世帯主がどの位いるかをみてみよう。昭和50年の「国勢調査」ではそれは表4の(2)欄と(8)欄の合計で、それによれば378万である。これは普通世帯全体の12.1%、世帯員が2人以上の普通世帯全体の14%にあたっている。また、昭和54年の「就業構造基本調査」では世帯主が無業者の世帯は307万世帯であり、一般世帯（世帯人員が2人以上の世帯）に対する割合は10.8%で、昭和50年の「国勢調査」よりも3.2%多い。

次に、世帯主が非就業者の世帯で、他の親族世帯員が就業者の世帯は何世帯あるだろうか。そのために、まず就業者世帯数を求めよう。「世帯の主たる生計維持者」数から、世帯主が非就業者の世帯

表4 非就業者世帯数及び世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数 (1)	非就業者世帯 (2)	分類不能の世帯 (8)	就業者世帯 (4)=(1)- {(2)+(3)}	世帯主が就業者の普通世帯数 (5)	世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯 (6)=(4)-(5)
総数	31,310,945	2,293,150	53,865	28,963,930	27,473,280	1,490,650
15～24	2,000,740	521,639	2,685	1,476,416	1,278,980	197,436
25～34	7,329,890	192,340	13,685	7,123,865	6,642,740	481,125
35～44	8,118,220	188,310	14,470	7,915,440	7,571,515	343,925
45～54	6,868,985	179,085	11,835	6,678,065	6,413,735	264,330
55～64	4,340,720	354,220	7,790	3,978,510	3,819,640	158,870
65～74	2,126,820	554,220	2,850	1,569,750	1,527,765	41,985
75～84	483,990	270,985	345	212,660	209,760	2,900
85≦	39,980	30,745	10	9,225	9,145	80

出所：(1) 総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻、第1部 その2』、第25表、816～820ページ。

(2) 同上。

(3) 同上。

(5) 同上。

表26、822ページ。

数と分類不能の世帯数をひいた残りの世帯数（表4の(4)欄）は、就業者世帯数を示している。この就業者世帯数の中には、世帯主が就業者の世帯数と、世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯数との両方が含まれている。そこで、世帯主が非就業者で、他の親族世帯員が就業者の世帯数がどれ位あるのかをみるために、就業者世帯数から世帯主が就業者の世帯数をさしひいた。その数は、昭和50年「国勢調査」では150万世帯（表4の(6)欄）で、普通世帯数全体の4.8%、2人以上の普通世帯数の5.5%にあたる。昭和54年の「就業構造基本調査」においては、世帯主が無業者で親族世帯員が有業者の世帯は、約301万世帯で、世帯人員が2人以上の一般世帯全体の10.5%である。

以上みてきたように、世帯主の定義の差が年齢別世帯主数に及ぼす影響は、昭和50年の「国勢調査」では103万世帯で、普通世帯全体の3.3%であった。又、世帯主が非就業者の世帯は、昭和50年の「国勢調査」では378万世帯、昭和54年「就業構造基本調査」では307万世帯で、世帯人員が2人以上の世帯に対して、「国勢調査」は14%、「就業構造基本調査」は11%で、両者の差は余りなかった。そして又、世帯主が非就業者で、親族世帯員が就業者の世帯は昭和50年の「国勢調査」では約150万世帯で、昭和54年の「就業構造基本調査」では「国勢調査」の2倍の300万世帯であった。世帯人員が2人以上の普通世帯に対しての割合は「国勢調査」は約6%で、「就業構造基本調査」は約11%であった。

4 まとめと課題

本稿ではいろいろな世帯統計において用いられている世帯主の定義について、調査票を記入する段階と世帯票集計段階とに分けて検討してきた。世帯票を記入する段階においては、とり上げた6つの調査統計はすべて世帯主の定義の指示はなく、調査対象世帯の申告によるものであった。世帯票が集計される段階においては、「世帯の主たる生計維持者」を世帯員の中から特定するために申告された世帯主が就業者、あるいは生計担当者であれば申告された世帯主をそのままとり、申告された世帯主が非就業者、あるいは生計担当者でなければ親族世帯員の中からそれに該当する人を選んで世帯主に代わるものとしている。このようなとり扱いは「国勢調査」、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」、「全国消費実態調査」に共通していた。「国勢調査」における、申告世帯主数と「世帯の主たる家計担当者」数と比較すると、世帯主の定義の差による年齢構成への影響は約100万人で、普通世帯全体の3%で、余り大きい影響はなかった。世帯主が非就業者の世帯は「国勢調査」、「就業構造基本調査」ともに300万台で、それは世帯人員が2人以上の世帯に対して約10%の割合であった。世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯数は「国勢調査」では約150万世帯で、「就業構造基本調査」は「国勢調査」の2倍となっている。これは世帯人員が2人以上の世帯に対して、それぞれ、6%、11%であった。